

各 事 業 主 殿

林材業労災防止協会長野支部長

林内作業車安全教育の開催について

林業の機械化は、従事労働者数の減少及び高齢化が進む中、近年その重要性は益々高まっており、特に民有林を中心として林内作業車の林業現場への導入が急速に進み、今後更に林内作業車の増加が予想されるところであります。

林内作業車とは、「林業の現場における集材を目的として製造された機械」です。

このため厚生労働省では平成3年に林内作業車に係る安全管理要綱を定めると共に、林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育実施要領を定め、林内作業車による労働災害防止のため、同要綱の周知徹底を図るよう当協会に要請してきたところであります。

当支部としては、上記要請に応え、増加傾向にある高性能林業機械、林内作業車による集材作業に対応し、この労働災害を防止するため、下記の実施要領によって林内作業車安全教育を開催することといたしましたので、この機会に林内作業車を使用する集材作業に従事される方々に是非この安全教育を受講して頂き、集材作業の安全を確保されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

林内作業車安全教育実施要領

1 目 的

林内作業車を使用する集材作業の安全を確保するため、当該作業に従事する者に対し必要な知識を付与する。

2 対象者

林内作業車を使用して集材作業に従事する者

3 実施日時・場所

実施月日	時 間	場 所
10月12日(火)	午前9時 ～午後5時	塩尻市片丘5739 長野県林業総合センター * 本講習会のお問い合わせは林災協長野支部へ(電話 026-227-0327)

受付は8時45分からです。

4 教育の内容

科 目	範 囲	時 間
林内作業車の構造等に関する知識	(1) 林内作業車本体の構造及び機能の概要 (2) 各種アタッチメントの構造及びその機能の概要	1.0
林内作業車を使用する集材作業に関する知識	(1) 作業計画 (2) 林内作業車による作業の一般的注意事項 (3) 林内作業車の通行等 (4) 林内作業車を使用する集材作業	3.0
林内作業車の点検及び整備に関する知識	林内作業車の点検及び整備	1.0
関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条項	1.0
計		6.0

使用テキスト 「林内作業車による集材作業安全実務必携」

5 申込方法

9月27日～10月1日までに、下記の当支部の分会に別紙の受講申込書に受講料を添えて申し込んで下さい。

分会所在地等

分会名	所 在 地	電 話 番
松 本	松本市島立996 松筑建設会館内 松筑木材協同組合内	(0263)47-7466
木 曾	木曾郡上松町荻原1579-3 木曾木材工業協同組合内	(0264)52-5500
長 野	長野市長野東之門町2462 長野森林組合内	(026)252-7300
諏 訪	諏訪市城南1-2548 諏訪木材協同組合内	(0266)52-2468
上 田	上田市芳田1818-1 上小木材協同組合内	(0268)35-1400
飯 田	飯田市常盤町30 飯伊森林組合内	(0265)22-2845
中 野	中野市中央2丁目1-35水橋ビル3F 高水木材協同組合内	(0269)23-1883
小 諸	小諸市平原四谷原967-7 北佐久木材協同組合内	(0267)22-2210
伊 那	伊那市伊那274-1 上伊那林産協同組合内	(0265)72-2165
更 埴	長野市篠ノ井布施高田唐臼96 更埴労働基準協会内	(026)292-0400
大 町	大町市光明町3048-2 大北木材協同組合内	(0261)22-0025

注 上記分会のうち、諏訪は「月・水・金」に、中野は「月・木」に、大町は「月・水・金」の午後に申込をお願い致します。

6 受講料

9,000円（テキスト・資料代・消費税を含む） 但し、会員には当協会が2,000円負担します。

申し込み後欠席した場合、納入した受講料は原則として返金いたしません。

但し、講習日7日前までに欠席の旨を所属分会に申し出た場合は返金します。

7 講 師

「高性能林業機械の安全対策充実事業」中央研修修了者ほか

8 その他

- (1) 講習修了者に対し、修了証を交付します。
- (2) 受講申し込みのあったところに対し、受講票をお送りします。
- (3) 講習会当日昼食が必要な方は、弁当（700 円）を斡旋しますので、申込書の「昼食欄」に○印を記入し、代金は当日持参して下さい。